

【用語】一筆限り帳—畦畔に囲まれた一区画の地番・地目・地種・持主などを詳細に記した帳簿 地引絵図—田畠屋敷一片ずつ、および山川・道路・隣地・村境などを描き、畝歩なども記した絵図 落地—検地帳の記載から洩れた田畠 隠地—隠れて耕作し、年貢賦課の対象からのがれている土地 聊—少しも、わずか 邑楽郡大佐貫村—邑楽郡明和町

【解説】明治新政府が財政基盤を固めるために行つた税制改革が地租改正である。明治六年（一八七三）地租改正法が公布されたが、その要点は、地価を課税対象とし、税率は一〇〇分の三の金納、土地所有者が納税するというものであつた。この地租改正事業の前提となつたのが地引絵図の作成と地券の発行である。地券は、明治五年二月大蔵省が制定した「地所売買譲渡ニ付地券渡し方規則」に基づくもので、同年七月にはすべての耕地に地券を交付することになった。さらに、十月には先の地券渡し方規則を改正して一村毎の地番を誤りなく付けるため地引絵図の提出が指示された。

この文書は、明治五年十一月の「壬申地券」の発行に際し、大佐貫村から栃木県令（鍋島幹）あてに出された上申書の控えである。内容は地券発行願いに対して、県から落地の再度の取調べがあり、検地帳や名寄帳とすべて照合した結果、一切落地はない」と述べている。地券には土地の所持者・地目・反別・地価などが記載された。江戸時代には土地所有権が全く認められていなかつたが、これによつて申告した所持者には土地所有権が認められ地租が賦課されたのである。なお、この地券発行と地引絵図の作成は、現在の土地台帳や土地公図の基礎となつた。